

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	指定数量以上の危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認		
根拠法令及び条項	消防法第10条第1項		
審査基準	<input type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第2号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	<p>【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)</p> <p>仮貯蔵及び仮取扱をしようとする危険物の種類、数量、性質等に応じ、火災予防上安全であるか否かの観点から判断する。</p> <p>なお、タンクコンテナによる仮貯蔵に関しては、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」(平成4年6月18日付け消防危第52号)による。</p>		
審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日の翌日から起算して5日以内 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。